

災害時の避難のポイント

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状況になった場合は、直ちに避難する必要があります。その際には、高齢者や障害者などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所などにも声掛けなどをして避難することが大切です。



防災の ススメ

「もしも」に備えを!

■防災対策課 ☎57-8501

避難のタイミングと行動を確認しよう!

早めの避難が大切です

災害の危険が迫って避難が必要になった場合に、状況の緊急度に応じて下記の3種類の情報が市のホームページや防災行政無線で発令されます。各情報に応じた避難行動をとりましょう。

避難に関する情報が発令されていなくても、身の危険を感じたら、早めの避難行動をとりましょう!



身の安全の確保を第一に。

屋外での移動が危険だと判断した場合は、指定された避難場所等の安全な場所への移動【立退き避難】だけでなく、自宅の2階以上へ避難【屋内安全確保】することも検討してください。

緊急度

高

避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。

- その他の人も、立退き避難の準備をしておき、その後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
- 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性が高い区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整いしだい、指定の避難場所へ立退き避難する。

避難勧告

予想される災害に対応した指定の避難場所等へ立退き避難する。

- 指定の避難場所等への立退き避難はかえって危険だと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。



避難指示(緊急)

すでに災害が発生していてもおかしなくない極めて危険な状況で、まだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定の避難場所へ緊急に避難する。

- 指定の避難場所への立退き避難はかえって危険だと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

防災information

Jアラート

訓練放送を行います!
市内全地区の防災行政無線から自動音声の流れます。また、香南市メール配信サービスに登録しているアドレスにメールが送られます。

5月15日(水)
午前11時

高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバル

6月9日(日)
午前10時~
午後3時

地震などを想定した防災訓練を開催します。消防車やヘリコプターなども来ます。起震車の揺れ体験、住宅の耐震相談、飲食ブースもありますので、ぜひお越しください!

開催場所

訓練: 鏡野公園(香美市土佐山田町) ほか
フェス: 高知工科大学(同上)

問 県庁危機管理部 危機管理・防災課 ☎088-823-9320



不妊治療費助成のご案内

不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成します。対象となる不妊治療には「一般不妊治療」と「特定不妊治療」があります。

こうなん
元気



問い合わせ
健康対策課
☎57-7516

一般不妊治療…人工授精による治療

①対象となる方(次の要件をすべて満たす方)

- 法律上の婚姻をされている夫婦
- 夫婦の両方またはいずれか一方が香南市に住民票があること
- 夫婦が医療保険の被保険者、組合員または被扶養者
- 夫婦が市税等の滞納がないこと
- 夫婦の前年(申請日が1月~5月の場合は前々年)の所得の合計額が730万円未満である
- 他の自治体において、同一の助成を受けていないこと

②助成額

夫婦一組あたり、1年度(4月~翌年3月)に5万円を上限(治療回数に制限はありません)

③助成期間

初回申請年度とその翌年度の2年間

④申請期限

治療を受けた日の属する年度の末日(末日が土・日・祝日の場合は、その前日)

【例】治療日が平成31年4月1日~令和2年3月31日の場合、申請期限は令和2年3月31日

特定不妊治療…体外受精および顕微授精による治療

①対象となる方

一般不妊治療の要件をすべて満たしており、「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている方。(特定治療支援事業は高知県ホームページに掲載しています)

②助成内容

助成額: 治療に要した費用から、県事業の助成を受けた額を控除した額について1回あたり10万円を上限

③助成回数 通算6回(詳細は県事業に準ずる)

④助成期間 制限なし

⑤申請期限

「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書」の通知日から60日以内

助成を受けるには申請が必要です。添付書類として、夫婦の医療保険の被保険者証(写し可)や婚姻関係を証明できる書類、不妊治療に要した費用の領収書などが必要です。制度の内容や申請方法など、詳しくは、健康対策課へお問い合わせください。

